

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当サービス） Q & A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
1-1	共通	定款、重要事項説明書は変更が必要であるとの説明であったが、みなし指定を受けているので、定款の変更は来年度（平成29年度）中に行うことで、施行日は平成30年4月1日からと考えてよいか。	ご質問のとおりで相違ありません。
1-2	共通	契約書、重要事項説明書は、利用者が総合事業に移行するタイミングで変更となっているので、平成29年4月1日までに準備をしなければいけないとの理解でよいか。	平成29年4月1日から総合事業に係る契約書、重要事項説明書を取り扱えるよう、準備をお願いします。
1-3	共通	総合事業移行により契約書の変更が必要とのことだが、利用者さんとの契約はその都度、契約書を取り交わすとの理解でよいか。	現状の契約書には総合事業の文言が記載されていないため、総合事業の記載がある契約書を取り交わし、サービス提供する必要があります。
1-4	通所介護	重要事項説明書について、現状で「介護予防通所介護計画」の文言の記載があるが、総合事業移行に伴い変更する必要はあるか。	総合事業に移行しても「介護予防通所介護計画」に変更はありません。
1-5	居宅	地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントの再委託を受けた場合、居宅支援事業所と利用者の間で取り交わす契約書や、定款の変更は必要か。	介護予防ケアマネジメントにおける利用者との契約は、地域包括支援センターが実施することと認識しておりますので、居宅支援事業所における契約書、重要事項説明書は不要と考えております。 また、定款については、一般的な理解として総合事業の実施を位置づける必要があると考えますが、法人の所管官庁に直接ご確認ください。
1-6	通所介護	当施設において、通所リハビリテーション（デイケア）として運営していますが、この度の平成30年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業への移行」において介護予防通所リハビリテーションも総合事業に移行していかなければならないのか？又は現行のままの運営が可能なのか？	介護保険法の一部改正により、予防給付の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業の総合事業に移行します。現行の介護保険法では、通所リハビリテーションは総合事業の対象となっておりませんので、現行のままの運営となります。
1-7	共通	日割り計算について、5/28に利用者と事業所で契約を締結したが、本人の体調が思わしくなくサービスを利用したのが6/10であった。その場合、5/28から日割り計算し請求することとなるのか。	厚生労働省通知「月額包括報酬の日割り請求にかかる提供について」に基づき請求していただくこととなりますが、ご質問の月途中で契約したがその月に利用実績がなかった場合は、翌月から月額包括報酬で請求してください。 また、月途中で本人が入院・死亡した場合は、契約解除日を終了日として日割り計算してください。一時的な入院等の事由により、契約解除しない場合は、月額包括報酬で請求してください。

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当サービス） Q & A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
1-8	通所介護	現行相当の通所型サービスの利用者から、入浴料・タオル代として500円の実費を一律に徴収することは可能か。	現行相当のサービス単位には入浴料が含まれるため、実費徴収は不可とします。 また、タオル代の徴収については、利用者への請求が認められる「その他の日常生活費」は、利用者が「選択して」利用する場合を想定していることから、今回のご質問のように、利用者から一律に徴収することはなじまないと考えます。
1-9	共通	月の途中で現行相当の通所型サービスから通所型サービスAに変更した場合、請求はどうなるのか。またどちらも運動器機能向上加算を算定している場合は、どのように請求すればよいか。	現行相当のサービス費については、日割りで請求し、通所型サービスAのサービス費については、回数で請求します。 また、運動器機能向上加算については、日割り計算用のサービスコードがない加算になりますので、変更後の事業者が月額包括報酬の全額を請求します。
1-10	訪問介護	同一事業所において、現行相当の訪問型サービスから訪問型サービスAにサービスの利用を変更した場合、初回加算は算定できるのか。	同一のサービスとみなし、初回加算は算定できません。 ただし、現行相当の訪問型サービス及び訪問型サービスAの初回加算については、介護予防訪問介護の報酬基準における初回加算の算定要件に準じて取り扱うため、次の場合のみ算定できます。 1 初めて当該事業所を利用する場合 2 利用者が2か月以上、当該事業所からサービス提供をうけていない場合 3 要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合
1-11	共通	事業対象者は、現行相当の訪問型サービス及び通所型サービスを利用できるのか。	介護予防ケアマネジメントにおいて、必要なサービスとなるのであれば利用できます。 基本チェックリストに該当した事業対象者は、現行相当サービスや緩和型サービスAなどの介護予防・生活支援サービス事業は利用できますが、福祉用具や住宅改修、通所リハビリテーションなどの予防給付は利用できません。

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当サービス）についてのQ&A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
1-12	通所介護	現行相当の通所型サービスの利用定員を定める場合、登別市以外の市町村の要支援者及び事業対象者を合算するべきか。また、通所型サービスAの場合の取扱いはどうか。	現行相当の通所型サービスは、介護給付の通所介護と一体的に実施していることや、国が定める一定の基準によりサービス提供されることから、利用定員については、登別市以外の市町村の要支援者及び事業対象者も合算して定めることとなります。ただし、通所型サービスAは、実施基準が市町村により異なりますので、市町村ごとに利用定員を定めることとなります。
1-13	通所介護	当該デイサービスは介護給付及び旧介護予防給付の通所介護を一体的に実施した場合、最大で25名まで利用者を受け入れることができるが、総合事業の実施に伴い、介護給付の通所介護及び現行相当の通所型サービス（以下「通所介護等」という。）の定員を20名、通所型サービスAの定員を5名としサービス提供しております。 運用の中で、通所介護等を20名、通所型サービスAを3名受け入れた場合、当該施設では最大25名まで受け入れられるので、通所介護等を22名受け入れることはできるのか。	利用定員については、当該事業所の運営規程において、通所介護等と通所型サービスAに分けて定めることとしておりますので、運営規程で定めた通所介護等の利用定員を超過することは認められません。また、通所型サービスAにおいても同様です。なお、1月間の平均利用者数が運営規程で定めた利用定員を超過した場合、減算の対象となります。

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（基準を緩和したサービス）についてのQ&A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
2-1	基本チェックリスト	基本チェックリストによる事業対象者の選定は、新規でサービスの利用を考えている者を実施するののか。	基本チェックリストによる事業対象者の選定は、要支援認定の更新を迎える方で希望する方のみ実施します。
2-2	計画書について	サービス計画の作成は必須になるののか。手順書だけの対応でも可能か。	ケアプランに必要事項が記載されていることをもって、サービス計画の作成を省略することが可能です。ただし、各種加算を算定する場合には、サービス計画の作成は必要となります。
2-9	ケアマネジメント	要支援1はサービスA、要支援2は現行相当とした方が良いのではないのか。	基本的な考え方としては、要支援1・2ともに緩和型サービスAまたは住民主体のサービスBの利用を促進していくこととなるため、認定区分によってサービスAと現行相当を分けることは想定していません。
2-4	サービス内容	訪問サービスAにおいて、生活援助のみの場合、市の指定する研修を受けたものがサービス提供できるとのことだが、訪問時に利用者が椅子から落ちて倒れている場合などは、身体に触れて介助することはできるのか。	訪問型サービスAは身体介護を伴わないとしていますが、緊急時等の対応として社会通念上行われる行為まで定めたものではありません。
2-5	サービス内容	通所サービスAにおいて、サービス提供が半日（3時間）程度とあるが、一日利用したいといった場合は延長料金を徴収して対応することは可能か。	ケアプランに基づくサービス提供内容以上のものを本人が希望する場合については、事業所の自主事業として料金を徴収して対応することは、可能と考えます。
2-6	サービス内容	通所サービスAにおいて、サービス提供が半日（3時間）程度とあるが、介護及び介護予防現行相当と一体的に行うことを考えているので、提供時間をこれまでどおりにしてほしい。	提供時間については、弾力的な運営ができるよう一定程度の目安を示したもので、それ以上の提供をさまたげるものではありません。
2-7	サービス内容	必須の体操30分は、どのような体操内容か。ラジオ体操やNHKの体操等でよいのか。みんなができる体操がよいのか。	体操の内容としては、準備運動、筋力運動、バランス運動、整理運動、認知症予防体操の実施を想定しております。これらの要素が組み込まれた運動の提供が望ましいと考えます。
2-8	サービス内容	サービス提供が半日（3時間）程度とあるが、送迎に係る時間は含まれるのか。	ご質問のとおりで相違ありません。
2-9	ケアマネジメント	要支援1はサービスA、要支援2は現行相当とした方が良いのではないのか。	基本的な考え方としては、要支援1・2ともに緩和型サービスAまたは住民主体のサービスBの利用を促進していくこととなるため、認定区分によってサービスAと現行相当を分けることは想定していません。

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（基準を緩和したサービス）についてのQ&A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
2-10	ケアマネジメント	通所サービスにおいて、自宅での入浴が不可能で、入浴時、衣服の脱着及び先身に介助が必要な場合は、どうすればよいか。	通所サービスAにおいては、サービス対象者を身体介助の有無で分けていないため、基本的には、入浴を提供している事業者のサービスAを利用させていただくこととなります。
2-11	人材確保	生活援助のみの場合、市の指定する研修を受けたものがサービス提供できるとのことだが、市としては人材確保の支援を実施する予定はあるか。	市が指定する研修への受講案内については、多くの方に受講してもらえそうな工夫が必要だと考えておりますが、例えば、人材バンクのような支援については、現時点では検討しておりません。
2-12	人材確保	市の指定する研修を受けた人がサービスを提供することができるようになることだが、従業員として雇用が必要となるということか。	ご質問のとおりで相違ありません。
2-13	請求について	ケアプランで、週1回程度（月4回）の利用とされた方が、体調不良で1回休んだ場合、請求は回数払いの3回となるのか。	ご質問のとおりで相違ありません。
2-14	請求について	ケアプランで、週2回程度（月8回）の利用とされた方が、月の途中からショートステイを利用することとなり、月5回の利用となった場合、請求は回数払いの5回となるのか。	ご質問のとおりで相違ありません。
2-15	請求について	ケアプランで週1回程度（月4回）の利用とされた方で、提供日が祝日で3回の利用となった場合、請求は回数払いの3回となるのか。	ご質問のとおりで相違ありません。
2-16	請求について	ケアプランについて現行相当の訪問サービス利用者が、認定更新に伴いサービスAの利用者となった場合、初回加算は算定できるのか。	現行相当のサービスからサービスAへの移行は継続扱いとし、初回加算の算定の対象とはなりません。
2-17	サービス内容	3時間の中で送迎時間込みとなると、新たな送迎を増やすこととなり対応が難しい。現行とサービスAの内容に差をつけて実施しなければならないか。	提供時間については、弾力的な運営ができるよう一定程度の目安を示したもので、それ以上の提供をさまたげるものではありません。 サービスの内容については、利用者の状況に合わせたプランを作成し、提供することとなるかと思いますが、その結果これまでどおりのサービス内容になった場合については、その提供を妨げるものではありません。 ただし、その場合、他の要介護者の処遇に影響が無いよう配慮が必要です。

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（基準を緩和したサービス）についてのQ&A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
2-18	人員基準	現在80人の利用者に対し、サービス提供責任者（以下、「サ責」という。）2人（管理者と兼務1人、常勤のサ責1人）を配置しているが、訪問サービスAを一体的に実施する場合、常勤サ責が訪問事業責任者を兼務することによりさらにサービスAの利用者50人をプラスしてみることができるといえるのか。	サ責が訪問事業責任者を兼務できるのは、サ責の業務に支障がない場合となります。今回の質問のケースでは、既にサ責は要介護等の利用者40人をみているので、これ以上の兼務はできないこととなります。
2-19	サービス内容	通所型サービスAのサービス提供時間を3時間程度とした根拠は何か。	サービス提供時間については、現在、要支援者の通所型サービスの利用者の半数強が半日利用であること、また、今後通所型サービスとして、住民主体のサロンなどの利用も想定されることから、半日（3時間）程度と設定しました。
2-20	サービス内容	通所型サービスAのサービス提供時間は、送迎時間も含めるとのことだが、送迎を含めて3時間未満でもよいのか。	提供時間については、弾力的な運営ができるよう一定程度の目安を示したもので、利用者の自立に必要なサービス量が提供されていることが重要と考えます。
2-21	請求について	現行相当のサービス利用者で、認定期間が2年の場合は次の認定更新まで、現行の単価での利用となるのか。	次の認定更新時までは、現行相当のサービスを利用することは可能ですが、単価については、介護報酬の改定や介護保険運営状況等を総合的に勘案して変更する場合があります。
2-22	定款等	定款・運営規程・契約書・重要事項説明書の名称の変更時、第1号訪問事業と記載していれば、「訪問型サービスA」の言葉が入ってなくてもよいのか。	第1号訪問事業とした場合、訪問型サービスAも含むこととなります。「訪問型サービスA」の表記については、各書類の記載内容に応じて、ご判断ください。
2-23	人員基準	第1号訪問事業訪問介護でサ責を兼務している管理者が、訪問型サービスAの管理者及び訪問事業責任者を兼務することは可能か。	第1号訪問事業訪問介護の基準を満たした上で、業務に支障がない場合は可能としますが、個別の内容ごとに異なりますので事前にご相談下さい。

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（基準を緩和したサービス）についてのQ&A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
2-24	サービス内容	身体介護が必要となる場合は、介護予防訪問介護相当サービスが利用できるとなっているが、老計第10号の1-6の自立支援のための見守りの援助は身体介護として取り扱うことでよいか。	ご質問のとおりで相違ありません。
2-25	サービス内容	通所型サービスAの利用者は、介護予防通所介護相当の利用基準に該当しない方という解釈でよいか。 また、本Q&A No.2-10の解釈が変更となったものと考えてよいか。	説明会では、通所型サービスAが原則的なサービスとなり、例外として介護予防通所介護相当サービスを利用することが可能となる基準をお示ししたところです。 No.2-10の解釈の変更はありません。
2-26	請求について	通所型サービスAの利用者が、月の途中で介護予防通所介護相当サービスを利用することとなった場合、後者のサービス単価を国保連に請求してよいか。	通所型サービスAについては、利用回数に応じた請求となり、介護予防通所介護相当サービスについては、原則契約日からの日割り計算をした額の請求となります。
2-27	サービス内容	通所型サービスAの入浴サービスは、実費徴収できないと理解しているが、保険外サービスで実費負担を徴収することができるのか。	通所型サービスAのサービス単価には入浴料が含まれておりますので、ケアプランにおいて入浴が必要とされた場合、実費徴収できません。ただし、ケアプランにおいて、入浴は週1回とされた場合で、利用者がそれ以上の入浴を利用したいと希望された場合、保険外サービスとして提供することは問題ありません。その場合、ケアプランや第1号通所事業通所型サービスA計画のサービス内容に支障がない範囲で提供する必要があります。また、運営規定等にサービス内容を明記し説明するなど利用者の誤解を招かないよう説明する必要があります。
2-28	基本チェックリスト	他自治体の事業対象者が、登別市に転入し総合事業のサービスを利用したい場合は、どのような手続きが必要であるか。	地域包括支援センターが基本チェックリストを活用し、事業対象者の可否を判断する必要があります。該当した場合、介護予防ケアマネジメントを経て総合事業のサービスが利用できることとなります。 また、サービス未利用者については、原則、要介護（支援）認定申請をしていただく必要があります。

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）（案）についてのQ&A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
3-1	補助基準	通所型サービスBの提供者を民間企業としているのはなぜか。 また、法人格を有していない団体であっても、設置基準・運営基準を満たす場合は対象となると考えてよいか。	通所型サービスBについては、法人格を有する団体が実施するものと、任意団体が実施するものを検討しており、平成30年度からは、前者に対する補助を実施することとしたため民間企業、NPO法人等と記載しております。 したがって、今回の補助対象に任意団体を含めることは想定しておりません。
3-2	補助基準	通所型サービスBは3年間の立ち上げ補助のみとしているのはなぜか。 また、3年後の補助等は考えていないのか。	今後の高齢者ケアについては、保険制度だけに頼らずに地域の連携や、潜在的な自助・互助を引き出して、地域全体で高齢者の生活を支えていこうという考え方に基づいて、地域で必要な取り組みを検討し、対応を図っていくものです。 また、総合事業の実施内容については、3年ごとに見直す介護保険事業計画に位置づける必要があります。
3-3	補助申請	各活動拠点ごとに支え合い活動を展開している場合、補助の申請は実施主体（活動拠点）ごとに申し出ることよいか。	サービスの提供場所（提供拠点）ごとの申請となります。
3-4	サービス内容	実施主体によりサービス提供地区を設定することは可能か。	可能ですが、内容によっては協議させていただくことがあります。
3-5	補助基準	市の指定した研修を受講した体操サポーターを配置する場合において、補助を受ける時点は、指定を受けた日からとなるのか。市の指定した研修を受講した体操サポーターを配置した後からとなるのか。 また、市の指定した研修はいつごろ実施予定しているのか。	補助の開始日は、実施団体登録申請、補助金交付申請を行い、交付決定を受けた後、体操サポーターを配置し、事業を開始した日からとなります。 なお、実施団体登録申請時に、体操サポーターの名簿を提出していただく予定です。 研修については、現時点では、6月から7月を予定しております。
3-6	補助基準	障がい者や子ども、要支援者以外の高齢者等も参加した場合、要支援者の利用延べ人数が補助対象となるとの解釈でよいか。	ケアプランにおいて、通所型サービスBの利用が必要とされた要支援者及び事業対象者の利用延べ人数が補助対象となります。

登別市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）（案）についてのQ&A

【令和2年1月14日現在】

No.	項目	質問	回答
3-7	サービス内容	サービス提供が半日（3時間）程度とあるが、送迎に係る時間は含まれるのか。	ご質問のとおりで相違ありません。
3-8	補助基準	送迎補助について、「1回（往復）の送迎に対し車両維持経費（燃料代として）500円を補助」とあるが、1人あたり1回500円を補助するとの解釈でよいか。	1人あたり1回500円ではなく、ケアプランによって、通所型サービスBの利用が必要とされた要支援者及び事業対象者を送迎した回数に対し1回500円を補助します。 例）3人の対象者を1台に乗車させ送迎した場合、補助対象額は500円となります。
3-9	補助申請	サービス利用に係る各種書類様式及び補助金申請・報告・精算等にかかる様式並びに手順等を示されたい。	各種様式については、現在準備中です。3月下旬を目途に市ホームページに掲載する予定です。 【補助金の交付決定までの流れ】 初めに、通所型サービスBの実施団体の登録申請を行い、実施団体として決定した後に、補助金の交付申請を行います。